

四街道市産業用地適地調査委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務の目的

本要領は、四街道市（以下「本市」という。）において、その立地特性上、産業用地として整備することが可能な候補地の調査分析等を行うために実施する四街道市産業用地適地調査委託（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本公募」という。）実施に必要な事項を定めることを目的とします。

2. 委託業務の概要

本業務の内容については、以下の各項に掲げるもののほか、別添「四街道市産業用地適地調査委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 委託業務名 | 四街道市産業用地適地調査委託 |
| (2) 委託期間 | 契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで |
| (3) 委託等の場所 | 四街道市 |
| (4) 委託限度額 | 8,305,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 〈各年度支払限度額〉 | 令和5年度 0円 |
| | 令和6年度 8,305,000円 |

3. 契約の方法

随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書類の内容について、本市関係者で構成する四街道市産業用地適地調査委託受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査し、随意契約の受託候補者を決定します。

4. 参加資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人とします。

- (1) 過去10年以内（平成25年4月1日以降）に国又は地方公共団体等が発注した同種業務（産業用地創出に向けた産業系土地利用構想、計画案の策定業務内容が内包されている業務）を履行した実績を1件以上有していること。
- (2) 千葉県内に本店又は入札、契約等の権限を委任された支店があること。
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理するプライバシーマーク又は情報セキュリティ関連の認証を取得していること。
- (4) 四街道市の入札参加資格を有していること、又は受注者を決定する日までに四街道市の入札参加資格を有する見込みがあること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生
手続開始決定がされていない者。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生
手続開始決定がされていない者。
- (6) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を発注工事ごとに行う入札
公告（以下「入札公告」という。）の公告日から入札日までの期間、受けていない者であること。
- (7) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (8) 四街道市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は第 9 条第 1 項に規定する暴力団
密接関係者に該当しない者であること。

5. 技術者要件

次のいずれかの資格を有する監理技術者及び照査技術者を配置できる者。なお、配置予定主任技術者は過去 10 年以内（平成 25 年 4 月 1 日以降）に国又は地方公共団体等が発注した同種業務（産業用地創出に向けた産業系土地利用構想、計画案の策定業務内容が内包されている業務）について、1 件以上の履行実績を有していること。（ただし、本公募参加者と参加申込日以前に 3 カ月以上の直接的かつ恒常的雇用関係を有する者に限る。）

- (1) 技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）
- (2) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- (3) RCCM（都市及び地方計画）

※ 監理技術者、照査技術者及び各担当者は兼任しないこと

6. 失格事項

参加申込書を提出してから受託候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外します。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 参加申込書類又は企画提案書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 受託候補者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
- (5) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合。

7. 実施スケジュール（予定）

項 目	日 時
プロポーザル募集開始	令和 5 年 10 月 6 日（金）
質問受付期限	令和 5 年 10 月 11 日（水）17 時まで
質問回答期限	令和 5 年 10 月 16 日（月）17 時まで
参加申込書類提出期限	令和 5 年 10 月 17 日（火）17 時まで

参加資格確認結果通知	令和5年10月20日（金）17時まで
企画提案書類提出期限	令和5年10月27日（金）17時まで
企画提案書類事前審査	令和5年11月1日（水）17時まで
企画提案書類事前審査結果通知	令和5年11月2日（木）17時まで
プレゼンテーション審査	令和5年11月6日（月）
選定結果通知（公表）	令和5年11月14日（火）
契約事務	令和5年11月中旬～

※ 日程については、変更する場合があります。

8. 参加申込

本公募への参加希望者は、以下の参加申込書類を提出すること。また、次の①から④をもって、参加申込書類（一式）とします。提出期間内にいずれかの提出方法により提出してください。なお、参加申込書の提出により、**前記「4. 参加資格」を満たすことを宣誓したものとみなします。**

(1) 参加申込書類 ※添付書類は写し可

① 参加申込書（兼誓約書）（様式1）

② 参加者概要（様式2）

【添付書類】

- ・ 履歴事項全部証明書（3カ月以内に発行されたもの）
- ・ 財務諸表等（直近3期分）
- ・ 納税証明書（3カ月以内に発行されたもの）
〔市内事業者〕市税の納税証明書
〔市外事業者〕法人税の納税証明書
- ・ プライバシーマーク又は情報セキュリティ関連の登録証
- ・ ワーク・ライフ・バランスに係る認定の有無が分かる認定書又は認定を受けていることが分かる資料

③ 業務実績（様式3）

【添付書類】

- ・ 各実績の契約書等（完了したことが分かるもの）
- ・ 代表的な成果品（概要版も可）

④ 配置予定技術者の経歴（様式4-1～3）

【添付書類】

- ・ 資格証
- ・ 勤務実績が確認できるもの

(2) 提出期間

令和5年10月6日（金）から令和5年10月17日（火）までの四街道市役所の閉庁日を除く9時から17時までの間（必着）

(3) 後記「19. 事務局」（以下「事務局」という。）まで、以下のとおり提出すること（書類の提出に係る以降の項目についても同様とする。）

【持参の場合】

提出期間内に持参すること。(期限厳守)

【郵送の場合】

提出期間内に必着とする。ただし、簡易書留郵便等配達記録が残る方法に限る。なお、郵送で提出した旨を事務局まで電話連絡し、到達確認をすること。

9. 参加辞退

本公募への参加申込後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を令和5年10月27日(金)17時までに事務局まで、直接持参又は郵送すること。なお、それ以後、参加申込者が辞退による不利益な扱いを受けることはありません。

10. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

本要領及び仕様書等の内容、応募書類の作成に当たって質問事項がある場合は、質問書(様式6)に内容を記入の上、事務局まで電子メールにより提出すること。また、件名を「四街道市産業用地適地調査委託公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。なお、送信後に電話で受信の確認を取ること。

(2) 受付期間

令和5年10月6日(金)から令和5年10月11日(水)の四街道市役所の閉庁日を除く9時から17時までの間(必着)

※受付期限後の質問書の提出や、面談又は電話での質問は受け付けません。

(3) 回答方法

令和5年10月16日(月)17時までに質問者を伏せた上で、質問に対する回答を電子メールで参加申込者全員に送信します。(ただし、参加申込者固有の質問についてはこの限りではありません。)なお、審査基準等に関することについては回答しません。

11. 参加資格確認結果の通知

本市は、プロポーザル参加申込の内容について、前記「4. 参加資格」により提案資格を満たしているか確認し、令和5年10月20日(金)17時までに、参加申込者に対して、参加資格確認結果通知書を送信します。なお、参加資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して送信します。

12. 企画提案

参加申込が認められた企画提案者は、参加申込書類一式と以下の企画提案書類を正本1部、副本14部提出すること。また、次の①から⑨をもって、企画提案書類(一式)とします。提出期間内にいずれかの提出方法により提出してください。なお、企画提案書類①の提出欄に○を付し、A4ファイルの表紙として綴じ込み次ページに目次を作成してください。目次以降は前記「8. 参加申込」にて提出した参加申込書類①から④、企画提案書類②から⑨の順で、ページ番号を付したうえで資料番号をインデック

スで標示してください。

(1) 企画提案書類

- ① 提出書類一覧表（兼チェックリスト）（様式7）
- ② 企画提案書（任意様式1）
- ③ 業務実施体制（様式8）
- ④ 業務フロー及び工程計画（様式9）
- ⑤ 企画提案説明書「産業用地の需要・供給状況の把握」（様式10-1）
- ⑥ 企画提案説明書「土地利用構想案・概略土地利用計画案等の作成」（様式10-2）
- ⑦ 企画提案説明書「民間開発事業者へのヒアリング及び権利者への意向調査」（様式10-3）
- ⑧ 企画提案説明書「独自提案」（様式10-4）
- ⑨ 見積書及び内訳書（任意様式2）

(2) 提出期限

令和5年10月6日（金）から令和5年10月27日（金）までの四街道市役所の閉庁日を除く9時から17時までの間（必着）

(3) 提出方法

事務局まで、直接持参又は郵送すること。

(4) 企画提案書類作成上の基本事項

- ① 本公募は、本業務の具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないため注意すること。
- ② 仕様書に定める内容を踏まえ、事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- ③ 仕様書に定める以上の業務項目・内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易に分かるように記載すること。
- ④ 企画提案の内容は業務内容に含むものとし、参考見積書にも反映すること。また、業務外の提案は行わないこと。

13. 事前審査

委員会は、プレゼンテーション審査実施前に、別表1「受託候補者選定評価項目基準表」（以下「別表1」という。）に基づいて事前審査を行い、プレゼンテーション審査を受ける企画提案者を選考します。事前審査は提出された参加申込書類及び企画提案書類で行い、別表1の評価項目（1）実施方針から（3）企画提案内容について審査します。また、プレゼンテーション審査時の質疑応答等を踏まえて事前審査時に配点した内容について微調整を行うことがあります。なお、以下の事由に該当した場合は、当該企画提案者のプレゼンテーション審査は実施しません。

- (1) 委員全員が「劣っている」と評価した者がある者
- (2) 委員の過半数の採点が60点未満の場合又は委員の合計点数が420点未満の者

14. 事前審査結果の通知

事前審査の結果、プレゼンテーション審査を受けることができる者として決定された者及び選定され

なかった者には、令和5年11月2日（木）17時までに事前審査結果通知書により送信します。ただし、審査結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けません。

15. プレゼンテーション審査

(1) 実施日及び場所

実施日 令和5年11月6日（月）（予定）

実施場所 四街道市役所 障害者支援課2階会議室（予定）

※ プレゼンテーションの順番は、事務局が決定し、開始時間等を別途個別に通知します。

(2) 所要時間

35分（説明20分、質疑応答15分）

(3) 留意事項

- ① プレゼンテーションは、提出された企画提案書類に基づいて行うこと。資料に記載のない追加提案は禁止とします。なお、別表1の評価項目（4）取組姿勢・表現能力及び（5）業務コストの妥当性については、事前審査では審査せず、プレゼンテーション時においてのみ審査します。
- ② プロジェクター、スクリーン等は事務局で用意します。ただし、接続機器は企画提案者において用意してください。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、出席者は統括責任者を含む3名以内とします。同感染症拡大の状況によっては、実施方法を変更する場合があります。なお、本業務に従事しない者が出席することがないようにしてください。
- ④ 企画提案内容については、四街道市情報公開条例（平成9年12月22日条例第19号）第8条第1項第2号アに定める非公開情報に該当するものが含まれていることから、プレゼンテーションは非公開で行います。

16. 選定基準

(1) 評価基準

別表1のとおり

(2) 事前審査及びプレゼンテーション審査時における選定について

- ① 委員が提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき個別採点方式により評価し、委員全員の合計点数で順位付けした結果、最高得点を得た企画提案者を受託候補者として決定します。なお、委員会の基準に達しないときは、いずれの企画提案者も選定しない場合があります。
- ② 参加申込者が1者の場合においても、事前審査及びプレゼンテーション審査を実施し、提案内容が委員会の基準に達していると認められる場合には、受託候補者として選定します。
- ③ 審査内容及び結果についての異議は認めません。
- ④ 最高得点者が2者以上の場合は、次の順序で受託候補者を選定します。
 - ア 加重項目（別表1の配点欄の数字下部に二重線が引かれている項目）の合計点数が上位の者
 - イ 委員の一人でも最低点数を付けた項目がない者

- ウ 見積額が最も低い者
- エ ワーク・ライフ・バランスに係る認定の有無

17. 選定結果の通知（公表）

受託候補者として決定された者及び選定されなかった者には、選定結果通知書により送信します。また、選定結果の公表は本市のホームページにて令和5年11月14日（火）に掲載します。ただし、審査結果に関する異議、問い合わせ等は一切受け付けません。

18. その他

- (1) 企画提案書類の作成等、本公募への参加に要する費用は、すべて参加申込者の負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。また、本業務の受託候補者選定以外に無断で使用しません。ただし、透明性や公正を期するために公表する場合があります。
- (3) 業務目的が達成できないと本市が認めた場合には契約を締結しない場合があります。それに伴う受託候補者が被る損害について、本市は一切責任を負わず、賠償しません。
- (4) 企画提案書に記載された項目は、契約締結時に仕様書に反映する場合があります。この場合、本市と受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加等を行えるものとします。そのため、受託候補者選定の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではありません。
- (5) 審査の過程、内容等については公表しません。

19. 事務局

本業務における事務局は、四街道市環境経済部産業振興課 企業立地・農商工連携推進室に置く。

- (1) 書類提出先
〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市環境経済部産業振興課 企業立地・農商工連携推進室
- (2) T E L 043-421-6134
- (3) F A X 043-424-2013
- (4) E-Mail ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp